

## 中部運輸局自動車交通部

令和6年10月30日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

久世、猪飼 TEL 052-952-8082

静岡運輸支局 輸送・監査担当

原田、吉住 TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

**乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告**

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

## 記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：富士急シティバス 株式会社（取締役社長 井原 一泰）

住所：静岡県沼津市東椎路475番地

営業所：本社営業所（住所に同じ）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和6年10月30日

処分内容：事業用自動車の車両使用停止 10日車（1両×10日間）＋文書警告

3. 監査端緒

令和6年4月19日（金）、本社営業所所属のバスが午後8時24分に終点のバス停に到着し、本社車庫に回送後、車内点検を怠ったことにより、乗客を20日（土）の午前5時20分までの間、車内に閉じ込めた事案を発生させたことから監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

- （1）乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。  
（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）

(2) 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数	本社営業所	1点
当該事業者の累積違反点数		2点